

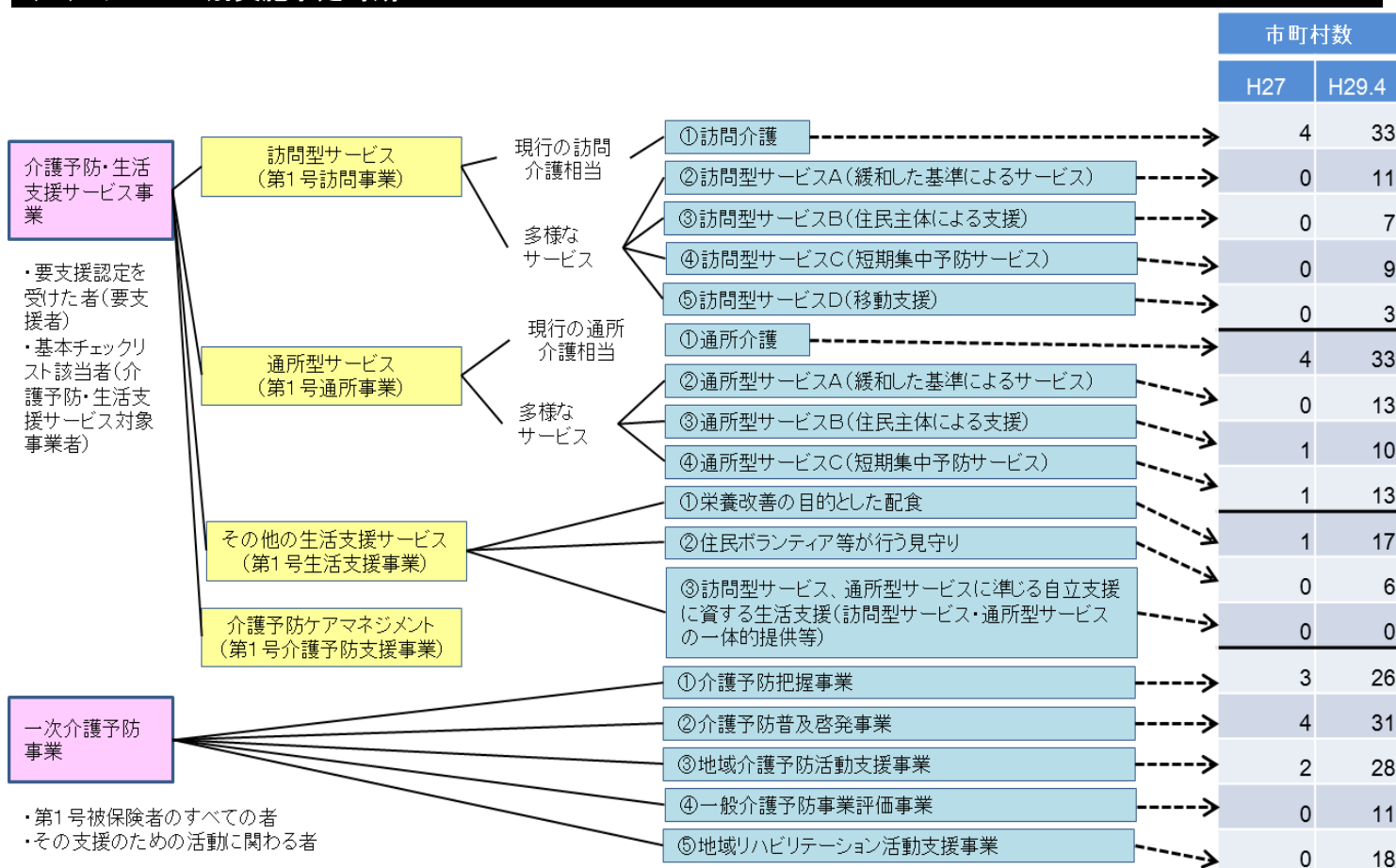
新しい介護予防・日常生活支援総合事業移行への取組について

(1) 新しい介護予防・日常生活総合支援事業における条例で定める移行時期

移行時期	H27	H28	H29	未定
移行市町村数	4	5	23	1

- ・ サービス開始時期を H29 からとする市町村が多く、サービス提供体制の構築に時間を要している状況が見られる。
- ・ 現行の訪問介護、通所介護相当のサービスを実施するとの回答が多く、基準緩和型や住民主体型サービスの提供を予定する市町村は3割程度にとどまる。
- ・ 短期集中予防サービスや地域リハビリテーション活動支援などは、リハビリ専門職の活用が課題となっている。

(2) サービス別実施予定時期



(3) 移行についての課題とその対応 (市町村の主な回答)

- 多様なサービス及びその他の生活支援サービス等の地域資源の把握や担い手の育成が課題
 - ▶ H29.4 から生活支援コーディネーター又は協議体を整備し、地域資源の把握や担い手の育成を図りながら、多様なサービス及びその他の生活支援サービスについては段階的に導入を検討する。
- 移行に伴う利用者の理解、不安への対応
 - ▶ ケアマネや事業所の協力得ながら周知を図る。